

2025 年度

日教弘福島支部小規模県立高校対象教育文化助成事業

募 集 要 項 (「校舎方式」採用校対象)

小規模県立高校対象教育文化助成金(校舎方式採用校)事業は統合した学校で、統合後2年間は2つの校舎(本校、もう一方の旧校舎)で学ぶ生徒らの活動に対して行います。2025年度は下記要項の通り実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会福島支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

今年度に統合し、「校舎方式」を採用している県立高等学校の生徒を対象とし、教育文化活動の充実に資するよう助成を行います。

(2) 助成金の使途

教育や文化に密接に関係し、生徒の健全な育成や成長に必要な講演会、演奏会等の講師・演奏者の謝礼等、及び学校行事等にかかる経費に助成します。ただし、一部の生徒のみを対象とするものではなく、生徒全体、少なくとも原則として学年単位の生徒を対象とするものに限定します。また、在籍する生徒に直接的に役立つものとします。

また、好間校舎の生徒のみを対象とすることもできます。

(3) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に活動ができるもの

(4) 募集対象校

今年度統合し、「校舎方式」を採用している県立高等学校を対象とします。

3 助成金額

一校あたり「10万円」とします。ただし、統合した初年度(2025年度)のみとします。

4 使途例

- ① 講演会講師謝礼、旅費等
- ② 演奏会演奏者への謝礼、旅費等
- ③ 校内文化祭・校内スポーツ大会など生徒全体を対象にした学校行事の経費等
- ④ 生徒用図書を購入
- ⑤ 感染症予防にかかる物品・消耗費等の経費

※ 上記の①～⑤の項目で、複数の項目に渡ることも可能とします。

下記の使途については助成対象となりませんのでご注意ください。

- ・教職員対象の講演会講師謝礼、研修のための旅費等
- ・一部の部活動への支出

・汎用性のある機器の購入や日常的な教育活動の備品代、消耗費代等

5 申請書受付期間、助成金交付予定

申請書受付期間	4月15日（火）～5月8日（木）弘済会事務局締切
教育振興事業選考委員会	5月下旬予定
助成金交付	6月予定

6 審査及び交付

助成金は申請書をもとに日教弘福島支部教育振興事業選考委員会の選考後、福島支部幹事会の議を経て支部長が対象団体・助成金額を決定し、該当校の指定口座に振り込みます。

7 申請方法

別紙「申請書」及び「振込依頼書」に必要事項を記入し、期日までに弘済会事務局に提出してください。また、銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かる預金通帳のコピーも提出してください。

8 助成金の使用と報告書等の提出

- (1) 申請書の内容にしたがって助成金を使用してください。
- (2) 事業終了後、速やかに交付式等にお届けする報告書等の提出をお願いします（2026年2月末日締め切り）。「助成金使途報告書」提出にあたっては領収書（コピー可）を添付してください。
- (3) 提出された報告書・資料等は、当会が公表できるものとします。
- (4) 助成金交付校においては、弘済会の参事等が決定通知書を持参しますので、原則として職員室等での全教職員参加による交付式・事業説明会を開催されるようにお願いします。

9 個人情報の取り扱い

- (1) 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- (2) 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者・学校の名前及び研究活動等を、ホームページ、広報誌等で公表することがあります。

10 その他

- (1) 申請書及び成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にチェックを記入します。
※ 今年度より申請書、成果報告書等の押印を省略します。
- (2) 申請書及び報告書はホームページからダウンロードし、Excelで作成できるようにしましたのでご利用ください。（「弘済会福島支部」で検索）

11 問い合わせ先

福島市上浜町10-38 （公財）日本教育公務員弘済会福島支部

TEL 024（522）6522